

議案第4号

公の施設に関する条例の一部改正について

公の施設に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成31年 3月 1日提出

五ヶ瀬町長 原 田 俊 平

平成 年 月 日

五ヶ瀬町議会議長 小 笠 まゆみ

公の施設に関する条例の一部を改正する条例

公の施設に関する条例（昭和50年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

祇園町住宅（1戸）	〃	五ヶ瀬町大字鞍岡 2870番地4
-----------	---	---------------------

」を

「

祇園町住宅（1戸）	〃	五ヶ瀬町大字鞍岡 2870番地4
銀世界住宅（3戸）	〃	五ヶ瀬町大字鞍岡 6107番地

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
（教育関係の公の施設に関する条例の一部改正）
- 2 教育関係の公の施設に関する条例（昭和50年条例第9条）の一部を次のように改正する。

別表第2号中

「

へき地教員住宅	貫原住宅	2戸
同	銀世界住宅	3戸

」を

「

へき地教員住宅	貫原住宅	2戸
---------	------	----

」

に改める。